

## 終戦直後の金融・銀行

飛田紀男

戦時体制下で、金融・銀行ともに昭和10年代(1935～)は年を追うごとに、軍事化の色彩が強まっていった。その一画期である1941(昭和16)年の「財政金融基本方策要綱」から説き起こし、1948年7月に大銀行が解体されないことが判明した時期を経て、戦後型金融秩序が形成された昭和20年代後半まで至りたい。

いまなお大規模な不良債権を抱えているため、銀行は問題業種の一つになっている。それと似た状況が、59年も前の1945年の終戦直後にあった。GHQ占領下における終戦補償の打切りとそれに続く金融機関の再建整備である。当時の不良債権処理や金融再編成の方法を学ぶことにより、現代への政策的インプリケーションを考えてみたい。

### 〈目次〉

#### 戦時経済体制と金融機関の変化

一県一行主義

財政金融基本方策要綱

全国金融統制会と戦時金融金庫

軍事融資指定金融機関

資金統合銀行と共同融資銀行

#### 終戦を迎える

日本の非軍事化と民主化

銀行分野でも軍事色の排除

預金の無制限支払いを表明

国民は飢餓状態に

#### 猛烈なインフレーションと普通銀行の再建整備

日銀券の増発

金融緊急措置令

インフレーションの再現

普通銀行の再建整備—戦時補償の打切り、金融機関再建整備法—

後興金融公庫と傾斜生産方式

#### 戦時型金融秩序の形成

大銀行は解体されず

特殊銀行の解体

開銀・輸銀の設立・開業

長期信用銀行の設立・開業

護送船団方式

銀証分離

## 戦時経済体制と金融機関の変化

### 一県一行主義

戦時経済体制下、金融機関数の減は、急ピッチに、しかも大幅に減少した。昭和初期には普通銀行は1,400行を超えていた。1936年（昭和11）5月、馬場鑓一蔵相は一県内に1～2行という「一県一行主義」を表明してから、1935年末に466行あった普通銀行は1941年末に186行となり、1945年9月は61行となり、10年間に銀行数は実に7分の1以下になった。

一県一行化は遅れて、終戦直後にずれ込んだ県もあった。表1は当時の銀行一覧である。

表1 1945年9月末の府県別銀行一覧

府県別	地方銀行	都市銀行	府県別	地方銀行	都市銀行
北海道			奈良	南都	
青森	青森・青森商業		京都	丹和	
岩手	岩手殖産		大阪		三和・住友・野村
宮城	七十七				
秋田	秋田・羽後		三重	三重・百五	
山形	荘内・両羽 羽前長崎		和歌山	紀陽	神戸
			兵庫	香住	
福島	東邦		鳥取		
新潟	第四・六十九		島根	山陰合同	
茨城	常陽		岡山	中国	
埼玉	埼玉		広島	芸備	
栃木	足利		山口	山口	
群馬	群馬大同		愛媛	伊予合同	
千葉	千葉		香川	高松百十四	
東京	高田農商	帝国・三菱 安田	高知	四国	
			徳島	阿波商業	
神奈川	横浜興信		福岡	福岡	
山梨	山梨中央		佐賀	佐賀中央	
長野	八十二			佐賀興業	
静岡	静岡・駿州・ 駿河		長崎	親和・十八	
			大分	大分合同	
愛知		東海	宮崎	日向興業	
岐阜	大垣共立・十六		熊本	肥後	
富山	北陸		鹿児島	鹿児島興業	
石川	北国				
福井	福井				
滋賀	滋賀		計	53行	8行

## 財政金融基本方策要綱

金融統制面では、1937年9月設備資金の統制を目的とする「臨時資金調整法」が制定され、さらに1940年10月には「銀行等資金運用令」が施行され、運転資金の統制が行なわれるようになり、融資における金融機関の自主性は失われるようになった。日本興業銀行の活躍はとくに目立ち、命令融資制度も行われるようになった。

金融統制の最終段階への移行を画するものは、1941年7月の「財政金融基本方策要綱」であった。これは高度国防国家の完成促進のため、国家の資金力を計画的に動員配分すべく必要な財政金融の基本方針と諸施策を総括して明示した。世にいわれた新体制構築の一環をなすものであった。軍需産業にはあらゆる手段を講じて資金を円滑に供給しようとして金融制度の改革に力点が置かれた。具体的には、7項目から成っていた。

- (1) 日本銀行の機構整備
- (2) 金融機関に対する統制
- (3) 金融機関の組織化
- (4) 金融機関の整備統合
- (5) 金融資金の蒐集と運用に関する措置
- (6) 金融の各種系統間の調和
- (7) 政府資金と政府関係資金の統一

1942年5月施行の「金融事業整備令」により、政府は強権を発揮して、金融機関の合同を命令することも可能となった。特筆すべきこととして、1943年4月の三井・第一銀行の合併（→帝国銀行）、三菱・第百銀行との合併、安田・日本昼夜銀行との合併があった。関西の三和・住友の合併についても強力な要請があったが、実現に至らなかった。

このような合併は、金融機関を整備し、非常時にあたって銀行の機能をいっそう十分に発揮させようとするものであった。

## 全国金融統制会と戦時金融金庫

1942年2月には「日本銀行法」が公布された。続いて、戦時金融金庫、南方開発金庫が発足、さらに「金融統制団体令」が公布され、全国金融統制会、業態別統制会、統制組合、地方金融協議会の四つの統制団体が設置され、全金融機関がこれに包括されることになった。全国金融統制会は指導的地位を占め、他の三者はその下部機構とされた。

全国金融統制会は全金融機関をその傘下に入れて、資金吸収促進と資金運用の統制を行い、一般金融界と政府との橋渡し役として大いに活躍し、戦時金融の遂行に効果があった。日本銀行が同統制会の中心となり、会長は日銀総裁、副会長には日銀副総裁、全国8カ所の支部長には各地の日銀支店長が就任し、事務所は日銀本支店に設置されたため、おおむね日銀の分身としての機能を果たした。

1942年4月に戦時金融金庫が設立されたが、それは、「戦時ニ際シ生産拡充及産業再編成ノ為必要ナル資金ニシテ他ノ金融機関ヨリ供給ヲ受クルコトノ困難ナルモノヲ供給」することと「有価証券ノ市価安定ヲ図ル為ニ有価証券ノ売買ヲ行フ」ことを目的としていた。

同金庫の活動範囲は戦争が進むにつれて一層拡大し、戦時金融の推進に重要な役割を果たした。1944年4月から翌年3月までの1年間における同金庫の貸出増加額は全国銀行の貸出増加額の一割に匹敵した。貸出先は兵器関係事業が最も多く、水力電気・造船・石油・代用

燃料・軽金属などがこれに続いた。必要な資金は政府保証の債券発行により調達された。

第二の業務である有価証券の市価安定については、同金庫は日本協同証券株式会社を吸収合併してその業務を継承し、株価操作を行った。

なお、戦時金融金庫は、戦時金融の推進に重要な役割を果たした。1944年4月から1945年3月までの1年間における同金庫貸出増加額は全国銀行の貸出増加額の1割に匹敵した。

### 軍事融資指定金融機関

時局が進展して、すでに実行されていた軍需手形引受制度を拡充して、1944年1月に政府、軍需融資指定金融機関制度の実施が決定された。これは第1次指定の150社に対する指定銀行を2月末までに決定、指定外の金融機関は軍需融資協力団を組織して指定銀行に資金を供給するものであった。1945年1月には軍需金融等特別措置法が施行された。これは軍需融資指定金融機関に対し法定根拠を与えるとともに、融資対象を軍需会社以外の特別法人、協力会社、資本金500万円以上の会社等に拡充したものであった。

この時期に軍需会社と金融機関は一社一行主義によって結ばれることになった。戦後の金融系列（融資系列）である興銀、富士、三和、第一勧銀などのグループが形成された。

### 資金統合銀行と共同融資銀行

資金統合銀行は軍需融資に対する資金の円滑化、効率化を図るため、敗色濃厚となった1945年5月15日に開業された。

資金統合銀行の会長には日銀副総裁が就任し、事務は日銀に新設された統合課が担当したが、資金統合銀行は普通銀行というよりは日銀の別動隊とでも称すべきものであった。

資金統合銀行が活動したのは終戦までの僅か3ヵ月にすぎなかったが、貸出額は1945年末現在の軍需貸出残高の2割以上にも及んだ。

貸出内容は統合融資といわれた指定金融機関（日本興業銀行が中心）向けが7割を占め、営団、統制会社向けのものがこれに続いた。原資は出資者である銀行・信託・農林中金・庶民金庫・生保会社から預金や借入金の形で供給された。しかし実際には30%以上が日銀借入金で占められていた。

同行には、8月10日金融事業整備令に基づいて4月1日に開業していた共同融資銀行を買収する命令が降りたが、実行されたのは戦後の8月21日のことであった。

資金統合銀行や共同融資銀行が設立されたのは、地方銀行においては軍需産業に対する関係が浅く、また地元の民需産業への融資も制限されていたので、余裕資金の運用や統制の必要性があったからである。

### 参考文献

- 渡辺佐平 [1943] 『金融統制会に就いて』 経済志林 16-1, 法政大学  
荒井正夫 [1967] 『戦争経済期の地方銀行』 経済学論纂特別号, 中央大学  
野口悠紀雄 [1995] 『1940年体制』 東洋経済新報社  
日本興業銀行 [2002] 『日本興業銀行百年史』

## 終戦を迎える

### 日本の非軍事化と民主化

1945年（昭和20）8月15日、天皇の終戦の詔勅が下った。わが国の無条件降伏によって、満州事変から15年間にわたる長い戦争に終止符が打たれた。9月2日、降伏文書の調印が行われ、アメリカを主とする連合軍の占領統治が始まった。

連合軍総司令部（GHQ）は9月22日、「降伏後における米国の初期の対日方針」を明らかにし、わが国の非軍事化、民主化に着手した。日本の非軍事化を一つの目標にした占領軍が、日本の軍事力を支える地盤としての日本の経済の弱体化を狙うのは、当然のことであった。ポツダム宣言も日本の非軍事化と民主化を占領政策の課題としていた。

GHQは、軍の解体にはじまり、軍需工業の廃止、戦争犯罪容疑者の逮捕、財閥の解体、農地改革、婦人参政権・労働権の確立、教育の民主化など、重要な変革の実行を相次いで日本政府に指令した。

### 銀行についても軍事色の排除

GHQが金融制度についてとった最初の方策も軍事色の排除であった。9月30日には「外地銀行、外国銀行および特別戦時機関の閉鎖に関する覚書」を発し、大蔵省にその実施具体案の作成を命じた。10月26日「ポツダム勅令に基く外地銀行、外国銀行及び特別戦時機関の閉鎖に関する件」が公布施行されたが、多くの機関が閉鎖機関に指定され、清算手続に入ることになった。

左記の覚書に名を記された諸機関は21もあった。その名をあげれば、次のようになる。

- (1) 戦時金融金庫
- (2) 資金統合銀行
- (3) 朝鮮銀行在日支店・事務所
- (4) 台湾銀行在日支店・事務所
- (5) 南方開発金庫
- (6) 外資金庫
- (7) 独逸東亜銀行
- (8) 満州中央銀行在日事務所
- (9) 中国銀行在日事務所
- (10) 日仏銀行
- (11) 東洋拓殖
- (12) 南洋拓殖
- (13) 中支那振興
- (14) 北支那開発

- (15) 南満州鉄道
- (16) 南方興発
- (17) 台湾拓殖
- (18) 満州拓殖
- (19) 満州重工業開発
- (20) 朝鮮殖産銀行
- (21) 全国金融統制会

これら諸機関は、

(2)から(10)および(20)までのような外地銀行・外国銀行

(11)から(19)までのような外地の開発・拓殖機関、

(1), (2)および(21)のような特別戦時金融機関に分けることができる。

これら金融機関については、当時の紙不足によって資料が乏しいこともあって、真しな研究が進んでいないのが現状である。

### 預金の無制限支払いを表明

政府は社会的混乱を防ぐために預金の無制限支払いを表明した。

終戦の当日、鈴木貫太郎内閣の廣瀬豊作蔵相は「預貯金については責任をもってその安全を確保し、支払い制限（モラトリアム）の如き措置は絶対にとらない」、「通貨の信用を維持するためにインフレ防止に関する強力なる措置を講じ、これが貫徹を図る」と語った。

後任の東久迩宮稔彦内閣の津島寿一蔵相も8月17日、「モラトリアムの如きは絶対にとらない。国民は安心して国家が背景となっている金融機関を信用してもらいたい」と述べた。

### 国民は飢餓状態に

日本経済が太平洋戦争で被った打撃は、戦前水準への復帰や経済自立への期待を懸念させるほどのものであった。国土の40%、国富の極めて大きな部分が戦争のために失われてしまった。しかも、狭い国土、貧弱な生産力と資本で、復員や海外からの引揚げで急増した人口を養わなければならなかった。

一人あたり実質国民所得は、戦前の210円（1934～36年平均）から110円（1941年）へと半分近くに減少し、住宅の不足は、戦災、疎開による取り壊しなど420万戸にのぼった。

米作は1945、46年と凶作がつづき、「遅配」「欠配」「二合一勺」という言葉が民間で使われた。とりわけ食糧不足は国民にまさに飢餓せんばかりの状態を引き起こし、社会不安は極度に高まった。

終戦直後に来日した米国戦略爆撃調査団は、当時の日本経済の悲惨な状態を「底なしの墓場」と表現し、「この打撃から立ち直るには数十年の日時を必要とする」と報告した。また、対日賠償案についてのストライク使節団の見解によれば「日本経済が戦前の水準に回復するのはいつの日のことになるかわからなかった」のである。

## 猛烈なインフレーションと普通銀行の再建整備

### 日銀券の増発

政府は臨時軍事費の支払いを進めた。その内容は軍需品の未払代金や契約解除に伴う損失補償金、軍人軍属の退職金などであり、1945年（昭和20）8月中の支払いは99億円に達した。このため日本銀行券の発行残高は、8月15日の303億円から月末には423億円と、半月間に120億円の増加をみた。

全国銀行勘定の貸出金残高と預金残高の推移をみると、まず、9月末の預金残高は8月末比8%も増加した。これは臨時軍事費の支払いに関連したものであった。

しかし、10月と11月には預金の伸びが小さくなり、12月と1月はマイナスになった。預け入れよりも払戻しの方が多くなったのである。貸出は10月に一時的に伸びが鈍ったあと再び急増した。1945年8月末から1946年1月末までのあいだに預金は6%しか伸びなかったのに対し、貸出は39%も伸びている。8月末から1月末までの5カ月間をとると、貸出金の増加は290億円に達する。これは、8月と9月の臨時軍事費の支出143億円をさらに上回る規模である。

日銀の対民間貸出金残高は、9月に一時的に減少（返済超過）したあと急増をつづけた。9月末から1月末までの4カ月間の増加額は174億円に達する。このような日銀による信用供与が民間銀行の貸出増加の主要部分を支えた。それがこの時期における日銀券増発の主要な原因になった。

表2 終戦直後の金融の主要指標

(単位：億円)

年度末	全国銀行						日本銀行			
	預金 残高	前月比 増減 (△)	貸出金 残高	前月比 増減 (△)	借入金 残高	前月比 増減 (△)	銀行券 発行残高	前月比 増減 (△)	対民間 貸出金 残高	前月比 増減 (△)
1945年8月(15日)							303			
8	1,119	72	746	35	295	49	423	120	303	68
9	1,207	88	831	85	241	△54	414	△9	236	△67
10	1,222	15	860	29	266	25	432	18	262	26
11	1,227	5	902	42	298	32	477	45	296	34
12	1,198	△29	976	74	377	79	554	77	378	82
46年1月	1,185	△13	1,036	60	413	36	586	32	410	32
2 (18日)							614	28		

## 金融緊急措置令

このような情勢は急激なインフレーションを招いた。1945年10月頃から、インフレ收拾のための諸対策が幣原喜重郎内閣の下で大蔵省を中心に検討された。それは、

- (1) 「金融緊急措置令」による新円と旧円の切り替え、一定額以外の預金の封鎖
- (2) 食糧対策としての米・麦等の供出完遂、肥料等の農村必需品の確保
- (3) 鉱工業生産増強対策としての石炭の増産
- (4) 米・石炭の価値を基準とした新しい公定物価体系の設定

などを内容とするものであった。

東大教授に復職する直前の大内兵衛が、「蛮勇」をふるって戦時債務を破棄するように訴えたのもこの時期であった。

年を越して「経済危機緊急対策」が発表された。それは「金融緊急措置令」を要とし、「日本銀行券預入令」、「臨時財産調査令」、「食糧緊急措置令」、「隠匿物資等緊急措置令」の五つの緊急勅令と、「戦後物価対策基本要綱」、「緊急就業対策要綱」、「鉱工業生産増強対策」、「国民生活用品の統制措置」を含んだ総合的なインフレ対策であった。

蔵相の渋沢敬三は、右の対策の一環をなす戦時利得税、財産税、戦後補償の総合処理と同時に新円発行を行うと記者会見で言明し、議会でも新円発行や「預金の封鎖」を考慮中と答弁した。このような発言は預金の払戻しと換物の動きに拍車をかけた。

上記の経済危機緊急対策のうち、金融緊急措置令、日本銀行券預入令、臨時財産調査令からなる金融緊急措置は、1946年2月17日から実施された。前日夕刻渋沢蔵相は「乱暴な政策であるが、悪性インフレーションという重い病気を治すために辛抱して欲しい」と、ラジオを通じて全国民に訴えた。

金融緊急措置は金融機関には内示されていたが、一般国民には「抜き打ち」であった。終戦当日、預金の無制限支払いを表明したが、半年後の撤回である。骨子は次のようなものであった。

- (1) 2月17日以降、銀行・信託などの預金、郵便貯金などはいっせいに支払停止とし、封鎖する。
- (2) 流通中の日銀券（旧円）は、3月2日限りで失効する。
- (3) 新円を発行し、2月25日から3月7日までに旧円と交換する。交換比率は1対1とする。
- (4) 新円交換の限度は、個人について一人100円までとし、残余の旧円は預金として封鎖する。
- (5) 封鎖預金からの払戻し（新円）の限度は、個人については生活資金として世帯主月額300円、世帯員一人につき100円とする。

事業主については、給与の支払いは月額一人500円まで新円、その他は封鎖円による支払いとし、必要な交通費、通信費は新円で支払う。

- (6) 旧円が通貨として失効するため、現金はすべて金融機関に持ち込まれて預金として



封鎖されるはずであり、その期限である3月3日の午前零時を期して財産調査を行い、財産税算定の基礎とすることとする。

これら一連の措置は金融機関の信用と責任において行われ、銀行員は「法令ニ依り公務ニ従事スル職員」とみなされた。

新円の日銀券の印刷は間に合わず、当分のあいだ旧日銀券に政府の交付する証紙を貼って流通させた。

これによって日銀券は一挙に金融機関に還流し、預金残高は急増した。この措置の実質的な施行日であった2月18日の日銀券発行残高は614億円であったが、3月12日には152億円となり、4分の1に減少した。封鎖預金で金融機関の資金繰りは改善され、日銀借入金を返済することもできるようになった。

しかし生産の方は依然停滞を続け、戦前(1943年～45年)を基準100として、1946年3月、4月は29、5月、6月は33という縮小状態にあり、なかでも食糧・石炭の欠乏が著しかった。

### インフレーションの再現

日銀券は、1946年4月からは再び増勢に転じ、同年度中に746億円もの増発となり、再びインフレーションが起こった。その背景には、政府資金撒布超過の増大、占領軍経費の大量支出、金融機関の貸出増加、封鎖預金の引出し増加があった。

このようなインフレーションの昂進は、巨額の負債を抱えていた企業の負担を軽減し、手持ち資材の値上がりからインフレ利得をも企業にもたらし、ひいては巨額の融資をしていた金融機関にも立ち直りが感じられた。

インフレは退治しなければならない。その緊急対策には大蔵、農林、商工厚生などにまたがる強力な中枢組織の設立が必要である。GHQ(連合軍総司令部)はそのような組織を承認したので、経済安定本部が設立された。その後、拡大強化の司令もあって、一時は2千人を超える大世帯となった。そしてアンポンと略して呼ばれることが多かった。1947年7月に経済安定本部は、はじめて経済白書(経済実相報告書)を公刊した。担当は都留重人であった。経済安定本部は、のち規模を縮小して経済審議庁となり、経済企画庁を経て、今は内閣府の中に入っている。

### 普通銀行の再建整備

企業と金融機関に戦後再建の契機が与えられたかに見えたが、同年8月に戦時補償特別措置法に基づいて918億円と推定される戦時補償打切りが実施されることになった。

当時は吉田茂内閣(第一次)で、蔵相は石橋湛山であった。補償打切りはGHQの命令によるものであったが、とりわけ銀行への影響は大きかった。石橋は強硬に抵抗し、銀行も猛反対したが、受け入れられなかった。帝国、三菱、安田、住友、三和の五大銀行と興銀を含めると、貸出のうち補償をあてにしたものは80%を超え、補償打切り額全体の70%を上回るほどの大きさであった。金融機関もまた企業も損失を特別の方法で整理し、再建を図る必要に迫られた。

一挙に補償の打切りを行えば、経済界は大混乱に陥ることにもなりかねないので、政府は8月11日に「金融緊急措置令施行規則」を改正し、封鎖預金を2種に分離した。封鎖預金のうち一定基準内の金額を第一封鎖預金、他を第二封鎖預金とした。続いて同月15日「金融機関経理応急措置法」を施行し、11日午前零時現在で金融機関の勘定を新旧に分離した。

国債、地方債など戦時補償打切りの影響を受けないとみられる資産と、これに見合う第一封鎖預金、新円による自由預金などの負債が新勘定となり、動産・不動産、株式、社債、貸出金などの資産と資本金、積立金、第二封鎖預金、特殊預金などの負債が旧勘定となった。以後、各金融機関は新勘定を基礎に営業を行うことになった。

このような過程を経て10月30日「戦時補償特別措置法」が施行され、戦時補償請求権は100%課税の形で実質的に打切られた。戦時補償打切りにともなう金融機関の損失を処理するため、同時に「金融機関再建整備法」が施行された。銀行の旧勘定の処理はこれによって行われることになった。

旧勘定の最終処理にあたって、金融機関の損失は大部分戦時補償打切りによって生ずる軍需会社等に対する貸出（いわば不良債権）の回収難に基づくものであったが、その責任は株主の負担のみにとどまらず関係企業者もまた負担すべきであるという方針がとられた。旧勘定の最終処理方法は23年5月15日に認可され、4月1日午前零時にさかのぼって新旧勘定は合併されることになった。

金融機関の特別損失の最終処理と再建整備は企業に先立って完了した。大銀行は積立金の全額、資本金の90～100%、大口の第二封鎖預金の70%前後を切り捨てた。興銀の損失が膨大な額に上り、発行債券の80%を切り捨てることになったため、戦争中に興銀債券引受けに協力した地方の諸銀行などは、その影響を受けて苦境に立った。

### 復興金融公庫と傾斜生産方式

さて、1947年1月、すでに前年8月から行われていた日本興業銀行復興金融部（特別融資制度を担当）の後身として復興金融公庫（復金）が開業した。これは通常の方法では、一般金融機関の融資対象になることが困難な基礎産業の緊急資金や民生安定の緊要資金を融資させようとするものであった。石炭、電気、海運がビッグスリー（鉄鋼を加えてビッグフォア）であるが、とりわけ石炭の比重が高かった。復金の融資行動は傾斜生産方式をそのうえに乗せたものといわれるが、その中心は石炭にあった。すなわち、石炭増産のために、すべての経済政策を集中的に傾斜せしめようとしたものであった。

復興金融公庫法は、3年と時限立法であって、当時にはないタイムリミット付発想であった。職員の多くは日本興業銀行の職員が兼務していた。直貸の他に、代理貸制度を使い、興銀、日本勧業銀行（勧銀）、北海道拓殖銀行（北拓）、商工中金（商工中央金庫）にも業務委託した。

復興金融公庫の資本金は100億円で、全額政府出資とし、しかし政府は当初40億円の払込みにとどまった。その後の政府出資も財源難からはかどらず、反面、復金の融資額は急増したから、他の財源である復金債の発行はうなぎ登りとなった。しかも当時の情勢からは民

間消化は期待できず、大部分は日銀引受けに依存せざるを得なかった。

1949年10月、復興金融金庫は新規融資は停止し、以降、1952年1月、日本開発銀行に権利・義務を引き継いだ。

復興金融金庫の存続は5年、前半が融資活動、後半は管理回収の時期と分けることができる。復金は経済の水準が戦前に戻るべく活動した、と言える。

下表に見るごとく、1949年3月末の融資残高は1320億円（設備資金944億円、運転資金376億円）であったが、うち復金債発行残高は1091億円と83%を占め、そのうち64%にあたる703億円を日本銀行が引き受けていた。復金インフレが生じたのはむべなるかなである。

表3 全金融機関残高中に占める復金融資の比重

	全金融機関 (A)	復金 (B)	B / A
石炭鉱業	67,250	47,519	70.7
鉄鋼業	21,931	3,526	16.1
肥料	16,143	6,119	37.9
電気業	25,422	22,399	88.1
海運業	20,578	13,448	65.4
繊維工業	69,866	4,995	7.1
小計	221,190	98,006	44.2
融資合計	566,118	131,965	23.3

(1949年3月末、日銀統計局調)

#### 参考文献

- 工藤昭四郎 [1950] 『復金融資の回顧』復興金融金庫  
 宮崎義一 [1985] 「経済安定本部の思想」『日本経済の構造と行動』上、筑摩書房  
 原 薫 [1995] 『わが国の戦後インフレーション (1)』経済志林63-2、法政大学  
 鈴木恒一 [2000] 『戦後復興期の金融構造 (2)』復興金融の展開と問題点— 文教大学国際学部紀要 10-2

## 戦後型金融秩序の形成

### 大銀行は解体されず

1946年(昭和21)に米ソ間の冷戦が始まり、ソ連には鉄のカーテンが降ろされたといわれた。ソ連に対抗すべく、わが国を「アジアの工場」として早急に再建する方針に占領政策が転換したことから、経済の中核として金融機関の再建が急がれることになった。終戦直後、GHQの財閥解体指令で帝国、三菱、住友、野村、安田と安田系地方銀行は制限会社に指定され、資本と経営から財閥家族が排除されたが、いずれ分割も免れまいと憶測されたりした。大銀行を「過度経済集中力排除法」の対象にしようとする考えもあったが、1948年7

月嚴重に監督すること、健全な銀行活動をさせることなどを条件に、結局不適用とした。

占領下の諸改革は、前述したように、戦時特別金融機関を中心に金融制度にも及んだが、大雑把に言えば、戦後経済の再建と復興の軸として銀行の役割が重視され、普通銀行は占領軍から制度上殆ど変更を受けなかった。また急速な経済復興の過程で大銀行は日銀借入金に依存しながら増加する産業資金をまかなったため、軒並みオーバー・ローンに陥り、日銀、銀行の威力が高まったことは隠れもない事実であった。

また銀行の基礎が戦後の新体制に適合するように固まらないうちに、外面的に急膨張して産業支配の様相を呈しはじめた、という面もあった。

### 特殊銀行の解体

戦前の日本には、形式的には民間の機関であったが、国家と結託していた銀行がいくつかあった。横浜正金銀行、日本勧業銀行、各府県の農工銀行、日本興業銀行、北海道拓殖銀行、台湾銀行、朝鮮銀行などがあった。これらは特殊銀行と呼ばれ、明治中期から設立されている。これらは政府の指導監督を受けて長期資金を供給する役目を担ってきた国策銀行であった。各府県の農工銀行は太平洋戦争中に日本勧業銀行に吸収された。戦時中に戦時金融金庫、南方開発金庫、外資金庫などが設立されたが、これも特殊銀行に入るものであった。

終戦直後の1946年、戦時中に設立された上述3行は閉鎖された。1947年2月に横浜正金銀行は東京銀行の名となって(旧勘定を継承)、外国為替専門銀行となった。1950年4月、日本勧業銀行、北海道拓殖銀行、日本興業銀行は普通銀行に転換した。

### 開銀・輸銀の設立・開業

戦後の復興をめざすには国家資金が必要であった。国家の政策金融を担当する政府(系)金融機関が続々と設立されたが、これらは資本金全額を国家が出資したものである。

中心的なものとして、1951年2月開業の日本輸出銀行(1950年12月設立、のち日本輸出入銀行と改称、略称輸銀)、同年5月開業の日本開発銀行(4月設立、略称開銀)があった。

輸銀は、当初輸出振興のため長期資金を供給しようとするものであったが、輸入金融にも活動の場を広げた。いまは、海外経済協力基金と統合して国際協力銀行となっている。

開銀は、主として経済の再建および産業の開発を促進するため、民間金融機関の行う金融を補完することを目的としたもので、復興金融金庫の業務をも引き継いだ。いまは北海道東北開発公庫と統合して、日本政策投資銀行となっている。

なお、他に政府(系)金融機関として、1949年5月に国民金融公庫(のち環境衛生金融公庫を合併して国民生活金融公庫)、1950年代には50年6月に住宅金融公庫、53年9月に中小企業金融公庫が開業となった。

### 長期信用銀行の設立・開業

長期信用銀行の代表は日本興業銀行であり、既述のごとく戦前は特殊銀行であり、戦時下は軍需融資を行う命令融資の指定者となった。戦後は普通銀行に転換したが、1952年12月、

長期信用銀行法に基づく銀行となった。同種のものとして、同年同月設立開業の日本長期信用銀行、1957年4月の日本不動産銀行（旧朝鮮銀行OBが集まる。のち日本債券信用銀行）の開業があったが、経営破綻し、前者は『新生銀行』、後者は『あおぞら銀行』となった。日本興業銀行は「みずほファイナンシャルグループ」の一環となった。

### 護送船団方式

終戦直後、GHQの財閥解体指令で帝国、三菱、住友、野村、安田と安田系地方銀行は制度会社に指定され、財閥家族が排除された。続いて分割も免れ得まいと憶測された。大銀行も「過度経済力集中排除法」の対象にしようとする考えもあったが、嚴重に監督すること、健全な銀行活動（サウンド・バンキング）を条件づけることによって、1948年7月、対象から外れた。折から米ソ間の冷戦が始まり、ソ連には鉄のカーテンが降ろされたといわれた。ソ連政策と戦後経済の再建と復興の中軸として銀行の役割が重視され、既述のように特殊銀行は改組されたりしたが、普通銀行は制度上、変更を受けることが少なかった。産業界は銀行から大きな借入をせざるを得なかった。銀行の地位はいやが上にもあがった。

このようななかで金融システムの安定性維持は極めて重要である。そこで経営効率の悪い金融機関もつぶさない方針がとられた。これは最も船足の遅い船に合わせて（落伍がないように）進む船団になぞらえて、護送船団方式（convoy system）と呼ばれた。これには戦前よく起こった銀行破綻がないように、という考え方が根底にあったからである。銀行不倒神話などと言われたが、平成初期の1990年代に大きく崩れた。

### 銀証分離

銀証分離すなわち銀行・証券分離制度とは、銀行が証券業務を、証券会社が銀行業務を行うことを禁止するという制度である。

戦前、わが国の銀行は公社債引受等証券業務を行っていたが、1948年に制定された「証券取引法」の第65条により、原則として証券業務を行うことができなくなった。これはアメリカのグラス・スティガール法の思想をとり入れたものである。その理由を列挙すれば、

- ① 銀行による利益相反の防止
- ② 銀行による産業支配の防止
- ③ 証券会社の保護・育成

が挙げられるが、③が一番の目的であった。

のち同法の改正により、現在では銀行は公共債の売買や投資信託の販売が加わるようになっており、銀証近接となった。

周知の通り、近年アメリカではグラス・スティガール法の業務規制の撤廃が問題となり、1999年、金融持株会社下での銀行、証券、保険の自由化が実現した（金融制度改革法）。

### 参考文献

工藤昭四郎 [1950] 『復金融資の回顧』 復興金融金庫

日本開発銀行 [1983] 『日本開発銀行十年史, 別編・復金・見返小史』  
富田博久 [1996] 『護送船団方式の銀行経営』 白鷗大学論集, 11-1  
閉鎖機関整理委員会 [1954] 『閉鎖機関とその特殊精算』

## 終わりに

以上、終戦直後の金融・銀行について述べてきたが、終わりに、昨今の金融・銀行に寄せて、政策的インプリケーションと言えば大げさになるうが、私なりの意見を述べておこう。

終戦直後の不良債権のマグニチュードは、昨今に比べて桁違いに大きかった。金融機関整備は、GHQの権威のもとに、可能になった。そこでは、預金封鎖、資本金・預金切捨てといった強権を発動することができた。それに、インフレーションの進行に伴う目減りによって、国債の大量償還の問題は雲の彼方に消えてしまった。その反面、国債保有者や大口預金者などが大きな損失を被ったことは言うまでもない。昨今のデフレーション下では、このような底辺の事情が全く異なっている。しかし、多くの金融機関が巨額の不良債権を抱え、金融システムを不安定ならしめている事情は共通しているものがある。

では、そのためにはどうしたらよいか。つぎのようなことが考えられる。

- (1) 金融機関の存続のためには、不良債権整理という後ろ向きの処理を早急に進めることのみならず、自己資本充実とか経営合理化のために前向きな環境整備を図る。
- (2) 金融機関は、関係者によって異なる計数を出すのではなく、不良債権等の確定した完璧なディスクロージャーを実施する。
- (3) 特別融資にかかわる日本銀行法第25条は、乱用されているかの懸念がある。何とかならないか。因に現行の日本銀行法は1998年4月1日に施行されたばかりである。
- (4) 不良債権を金融本体から切り離して処理する手法が登場しているが、処理促進のために、思い切った高度な手段を講じないと、不良債権の塩漬けとなる恐れがある。
- (5) 金融機関経営者の経営責任、監督官庁の監督責任を調査追求すること。うやむやにさせないこと。公的資金を導入するならば、このことは肝要である。
- (6) これに立ち向かう金融庁の検査官はベテラン揃いであろうか。金融機関の下部の事務にも精通しているであろうか。実務に精通した普通銀行の退職者は世の中に大勢いる。彼らを使うことはできないのか。
- (7) 上記(5)(6)の人々は、本稿のような歴史的叙述に関心があるのだろうか。1973年頃、田中角栄内閣時代の列島改造ブームに乗った不動産関係融資の失敗を十数年後、はるかに大規模なかたちで繰返した。往時、当事者達は責任をとらなかった。この時のことが昨今の問題にも尾を引いているのではないか。ヒトは20年経つと忘れてしまう、と言われる。だが、過去の失敗を教訓として学ぶことは重要なことである。